

第19号議案

府中市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、提出するものであります。

府中市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項の規定により、令和5年12月31日をもって府中市の特定の事務を取り扱う次の郵便局の指定を取り消す。

名 称	所 在 地
府中車返団地内郵便局	府中市白糸台5丁目25番地の1